

神戸市要医療的ケア重症児者短期入所利用支援加算事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第8項に基づく短期入所（以下「短期入所」という。）を行う者が医療的ケアを必要とする重度の心身障害児者（以下「要医療的ケア重症児者」という。）に対して適切な支援を実施することを確保するため、障害者総合支援法第28条第1項に基づく介護給付費の支給に加算して支給を行い、もって重度の心身障害児者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(加算対象重症児者)

第2条 障害者総合支援法第28条第1項に基づく介護給付費の支給に加算して支給を行う要医療的ケア重症児者（以下「加算対象重症児者」という。）は、次の各号のすべてに該当することを要するものとする。

- (1)身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に基づき交付された身体障害者手帳を所持し、その障害種別及び級別が肢体不自由による1種1級である。
- (2)市が交付した療育手帳を所持し、その障害の程度がAである。
- (3)大島分類の1から4までのいずれかに該当する。
- (4)次に掲げるいずれかの医療的ケアを必要としている。

(イ)人工呼吸器の管理

(ロ)気管切開部の処置

(ハ)酸素療法

(ニ)たん吸引

(ホ)経管栄養

(ヘ)中心静脈栄養

(ト)導尿

(チ)点滴の管理

(リ)排便

- (5)市内に住民票及び居所を有する。

- (6)65歳未満である。

2 加算対象重症児者の認定は、神戸市要医療的ケア重症児者短期入所利用支援加算対象児者認定申請書（別記様式第1号）に基づき、市長が行うものとする。

3 市長は、前項の申請書を受理した場合、すみやかにその内容を確認し、加算対象重症児者に該当すると認めるときは、神戸市要医療的ケア重症児者短期入所利用支援加算対象児者認定通知書（別記様式第2号）により通知し、該当しないと認めるときは、神戸市要医療的ケア重症児者短期入所利用支援加算対象児者非該当決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、神戸市重症心身障害者対象事業加算制度の利用決定を受けている者は、同項第1号から第3号までに該当している者とみなす。

5 第1項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認める場合は、加算対象重症児者と認定することができる。

(加算額)

第3条 市は、看護師を配置して加算対象重症児者に短期入所を行い、障害者の日常生活及び社

会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）に規定する福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）から（Ⅳ）及び福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）から（Ⅳ）を算定する者（以下「加算対象事業者」という。）に対して、看護師の夜間の勤務一回あたり、次に掲げる額（以下「看護師配置加算」という。）を支給するものとする。

加算対象重症児者一人につき 一万七千円

（加算対象事業者の申請等）

第4条 看護師配置加算の支給を受けようとする者は、あらかじめ神戸市要医療的ケア重症児者短期入所利用支援事業加算給付申請書兼実施計画書（別記様式第4号）を、市長に提出するものとする。

2 前項の申請書を受理した場合、市長は速やかにその内容を確認し、看護師配置加算の支給を行うときは、神戸市要医療的ケア重症児者短期入所利用支援給付決定通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

3 第1項の申請書兼実施計画書の内容を変更しようとする者は、神戸市要医療的ケア重症児者短期入所利用支援加算給付変更申請書（別記様式第6号）を、市長に提出するものとする。

4 前項の申請書を受理した場合、市長は速やかにその内容を確認し、変更を認めるときは、神戸市要医療的ケア重症児者短期入所利用支援加算給付変更決定通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

（加算対象事業者の報告等）

第5条 加算対象事業者は、神戸市要医療的ケア重症児者短期入所利用支援実施報告書（別記様式第8号）を、短期入所を実施した月の翌月10日までに、市長に提出するものとする。

2 加算対象事業者は、前項の報告書とともに、神戸市要医療的ケア重症児者短期入所利用支援加算給付請求書（別記様式第9号）により、市長に対して看護師配置加算の支給の請求を行うことができる。

（給付決定の取り消し）

第6条 加算対象事業者が加算対象重症児者に対して短期入所を誠実に提供しない場合、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業者の指定を取り消された場合その他加算対象重症児者に対して適切な支援ができないと認める場合、市長は第4条第2項の決定を取り消すことができる。

（看護師配置加算の返還）

第7条 前条の規定により、決定を取り消された者は、取り消した日の属する月以降に支給を受けた看護師配置加算を市に返還しなければならない。

（利用の解除）

第8条 第2条第3項により利用決定の通知を受けた者が利用を中止しようとする場合、神戸市要医療的ケア重症児者短期入所利用支援加算解除申請書（別記様式第10号）により、利用解除を申請することができる。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合、速やかにその内容を確認し、神戸市要医療的ケア重症児者短期入所利用支援加算給付解除通知書（別記様式第11号）により通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めのない事項については、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。